

奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会規程

（平成19年11月1日
制 定）

（目的）

第1条 奥羽大学(以下「本学」という。)における公的研究費取扱規程第9条に基づき設置する奥羽大学公的研究費不正使用調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は奥羽大学公的研究費取扱規程に定める最高管理責任者である学長の諮問に基づき、本学における公的研究費の管理に関する事項の調査及び検討等を行い、その結果を学長に答申する。

（組織）

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 不正が疑われる教職員の所属部局長
- (2) 学外の弁護士または公認会計士等若干名
- (3) 学長が指名する教授2名
- (4) 学長が指名する准教授又は講師2名
- (5) 財務部長
- (6) その他学長が特に必要と認めた者

2 ただし、前項(2)の委員は告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（招集・運営）

第5条 委員会の招集は必要に応じて委員長が招集する。ただし、過半数の委員から委員会開催の申し入れがあった場合、もしくは、告発窓口へ告発があった場合、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の過半数以上の者の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（調査）

第7条 委員会は、告発を受けた場合は告発者からの事情聴取又は告発に基づき、内容の合理性、調査可能性等について予備調査を実施するものとする。

2 委員会は、告発を受理した日から30日以内に、当該事案について、本調査を実施するかどうかを学長に報告するものとする。

3 委員会は、前項の報告を告発者及び被告発者に通知するものとする。

4 学長は、第2項の報告を公的研究費の配分機関に対して報告するものとする。

5 学長は、本調査の実施を決定した場合には、被告発者に対して、調査対象とされた公的研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査の実施）

第8条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

- 3 委員会は、調査対象の教職員等（以下「対象教職員等」という。）に対し関係資料の提出、事情聴取等を求めることができる。
- 4 委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる
- 5 告発者は、告発に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 6 告発によりその対応に当たるすべての者は、告発者、対象教職員等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

（措置）

第9条 学長は、その調査結果を告発者、対象教職員等、関連する部局長等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として告発の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 学長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 学長は、前3項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象教職員等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。
- 6 学長は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて告発者及び対象教職員等への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

（調査結果の公表）

第10条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

- 2 学長は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

（秘密保持）

第11条 委員及びその他の者で、委員会に関与したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

（事務）

第12条 委員会に関する事務は、学事部において処理する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。